

## 被災者支援及び復旧対策の進捗状況について

- (1) 庄原豪雨災害に伴う県公舎，県営住宅への入居に係る対応について …………… 1  
【総務局】
- (2) 衛生・保健・生活に関する支援等の実施状況について …………… 2  
【健康福祉局】
- (3) 7月豪雨に係る農林水産関係災害復旧等への対応状況について …………… 4  
【農林水産局】
- (4) 7月豪雨に係る公共土木施設災害への県の対応状況について …………… 9  
【土木局】



## 庄原豪雨災害に伴う県公舎，県営住宅への入居に係る対応について

H22.9.8 総務局  
環境県民局  
都市局  
教育委員会

庄原豪雨災害に伴う被災者の県の各公舎，県営住宅への入居について，現在は，

- ・3ヶ月までは無料とし，3ヶ月を超えて引き続き入居する場合は使用料を徴収する。
- ・入居期間は当面1年。

としているが，庄原市からの無料期間の延長の要望も踏まえ，被災者支援の観点から，次のとおり変更する。

### 1 無料期間

1年とする。

### 2 入居期間

原則1年とするが，家屋再建，修理など被災者の状況に応じて，応急仮設住宅の供与期間に準じ最長2年までは可とする。

### 3 無料期間終了後の使用料

各公舎，県営住宅とも，県営住宅の家賃に準じて使用料を算定し入居者から徴収する。

(県公舎の場合，概算で21,400円から56,700円程度)

また，使用料の決定にあたっては，県営住宅の「災害による家賃減免制度」を準用する。

### 4 その他

庄原市営住宅も同様に対応される。

[参考]

被災者の入居状況(19世帯61名)

(1) 県関係(13世帯45名)

名 称		入居者数	入居日
県公舎	三日市公舎	8世帯25名	7月18日(1世帯)
			7月21日(6世帯)
			7月22日(1世帯)
県立大学宿舎	庄原戸郷宿舎	2世帯10名	7月22日
県教委公舎	西城紫水公舎	1世帯6名	7月24日
県営住宅	県営本町大歳住宅	1世帯2名	7月22日
	県営本町上野住宅	1世帯2名	8月10日

(2) その他(6世帯16名)

市営住宅(2世帯5名)，民間(2世帯3名)，親類宅等(2世帯8名)

## 衛生・保健・生活に関する支援等の実施状況について

〔平成22年9月8日〕  
健康福祉局

### 1 災害救助法による被災者への応急的支援

呉市、世羅町、庄原市において、市町と連携し、同法による被災者への支援を行った。

応急的な起居の場となる避難所の設置や食料品の提供等の支援を実施した。

なお、被災者の帰宅又は転居等により7月中に避難所は閉鎖されボランティアセンターも閉所した。

### 2 被災者生活再建支援法の適用

庄原市の区域に発生した災害における被災者に対し、8月6日に同法に基づく支援を行う旨の告示を行った。今後、法の適用拡充により、新たに該当となる区域については別途適用する。

同法の適用対象以外の市町の区域は、県制度により同様の支援を行う。

### 3 被災者への諸支援制度の実施

被災者への各支援制度について、市町等と連携しながら、住民への周知を図り、支給手続き等を進め、一部については、既に支給を開始している。

制度名		概要	適用市町等	実施状況等	
人的被害	弔慰金	災害弔慰金 (国制度)	県全域	・支給手続中 (支給済1件)	
		災害弔慰金 (県制度)	同上	・支給手続中	
	見舞金	災害障害見舞金 (国制度)	同上	同上	
		広島県災害見舞金 (県制度)	同上	・支給手続中 (支給済25件)	
物的被害	支援金	被災者生活再建 支援金 (国制度)	庄原市	・支給手続中	
		広島県被災者生活 再建支援補助金 (県制度)	上記以外 の市町	・支給手続中 (支給済1件)	
	貸付金	災害援護資金 (国制度)	・負傷又は家財1/3以上の損害等 に資金を貸付【最大350万円】	県全域 所得制限あり	・支給手続中
		生活福祉資金 (国制度) (実施主体：県社 会福祉協議会)	・臨時に必要となる資金を貸付 【貸付上限額の目安150万円】 ・住宅の補修等に必要な資金を貸付 【貸付上限額の目安250万円】	同上	同上
		母子寡婦福祉資金 (県制度)	・住宅の補修等に必要な資金を貸付 【貸付上限額200万円】 ・転宅のために必要な資金を貸付 【貸付上限額26万円】	県全域 母子寡婦を対象	同上
	利子補給	(新規) 災害援護資金貸付 金利子補給補助金 (県制度)	・市町が行う利子補給に要する経費 を補助し、被災者の負担を軽減 【県1/2、市町1/2】	県全域	・9月補正要求 予定

#### 4 衛生・保健・生活に関する支援状況

区分	支援内容等	現状及び今後の対応等
防疫対策	○ 市町が実施する防疫対策（消毒剤の散布又は住民への配布）に対する技術的助言・指導	<input type="checkbox"/> 全て終了
食品衛生	○ 避難場所等における食中毒予防 ○ 公営住宅等への入居説明等に、家庭での食中毒予防のチラシを配布し、啓発	<input type="checkbox"/> 全て終了
こころのケア	○ 県・市保健師が避難所において被災者と面接し、こころの健康チェックを実施 ○ 現地検討会議を開催し、今後の支援を検討するため、要継続支援者等の判定を実施 ○ 「こころのケアサポートチーム」を設置し、技術的助言・支援を実施	<input type="checkbox"/> 被災者に対するこころの健康チェックについては全て完了 <input type="checkbox"/> 関係者による連絡会議を7月27日、9月3日に開催 <input type="checkbox"/> 要経過観察者に対する医師による面接相談を9月3日に開催、今後も月1度を目途に開催
健康支援	○ 被災者の健康管理を支援するため、県の保健師を派遣 ○ 県の四師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会）と連携し、体調管理等を支援	<input type="checkbox"/> 県の保健師の派遣終了 派遣期間7/22～8/4 <input type="checkbox"/> 地元医師会・医療機関等と連絡会議を8月31日に開催し、引続き被災者の体調管理等を継続支援していくことを確認
こども支援	○ 心理的な影響等に対する支援などを行うため、こども家庭センター職員が訪問 ○ 県医師会、県小児科医会、県保育連盟連合会、広島大学と連携して、総合的な支援を実施 ○ 災害発生後に、初期対応のためのリーフレット、1週間経過後以降に、心的外傷後ストレス障害（PTSD）の対応のためリーフレットを対象家庭に配布	<input type="checkbox"/> 広島大学等関係者が現地を訪問し、子どもの心のケアについて保健師等に助言 <input type="checkbox"/> こども家庭センターを中心に心的外傷後ストレス障害（PTSD）への対応等、引き続き、支援を継続
生活支援 （ボランティア）	○ 「被災者生活サポートボラネット」（県社会福祉協議会）を通じて、被災地のボランティアの募集及び活動状況についての情報を発信（県ホームページ「注目情報」からもリンク）	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアは延777人が参加（庄原市：586人、世羅町：191人） <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターは閉所（庄原市：8/5、世羅町7/23） <input type="checkbox"/> 今後は、社会福祉協議会のボランティアセンターで対応

#### 5 義援金の受付状況等

(1) 義援金の額 「24,022,576円」（9月1日現在）

(2) 義援金の配分 { 9月2日に「第1回義援金配分委員会」を開催し義援金の配分基準を決定「死亡者（遺族）」、「重傷者」、「全壊」、「半壊」を対象に基準に沿って配分各市町の被害が最終的に確定し次第、被災者へ義援金を配分（10月上旬頃）

#### 6 他県等からの見舞金の状況（9月7日現在）

都道府県：鳥取県、徳島県、香川県、高知県、新潟県、長崎県、岩手県

その他団体：東京広島県人会、12都道府県議会議長会

## 7月豪雨に係る農林水産関係災害復旧等への対応状況について

〔平成22年9月8日〕  
農 林 水 産 局

### 1 激甚災害の指定

激 甚 災 害	適用すべき措置	適 用 日
平成22年6月11日から7月19日までの間の豪雨による災害	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	平成22年8月25日(水)

### 2 応急工事の実施状況（9月3日現在）

#### (1) 7月12日からの梅雨前線豪雨被害に係るもの

区 分	被害箇所	応 急 工 事 等				備 考
		必要箇所	完了箇所	施工中	未着手	
農 地	731	—	—	—	—	
農業用施設	676	3	2	1	—	大竹市, 三次市, 北広島町
地 す べ り	1	—	—	—	—	
山地・溪流崩壊	217	1	1	—	—	世羅町
林 道	512	2	1	1	—	呉市, 広島市
漁 港 施 設	2	2	2	—	—	広島市（流木撤去）
計		8	6	2	—	

#### (2) 7月16日の庄原市局地豪雨に係るもの

区 分	被害箇所	応 急 工 事 等				備 考
		必要箇所	完了箇所	施工中	未着手	
農 地	208	—	—	—	—	
農業用施設	295	6	6	—	—	用水路, ため池
山地・溪流崩壊	64	—	—	—	—	
林 道	1	—	—	—	—	
計		6	6	—	—	

### 3 復旧工事の対応状況

#### (1) 県実施

ア 対 象 山地災害（災害関連緊急治山事業）、地すべり（災害関連緊急地すべり対策事業）

イ 対応状況 ○災害関連緊急治山事業

- ・全9箇所中、1箇所は、8月12日に国の事業採択を受けて、事業着手済み
- ・残り8箇所については、現在、国へ申請中、9月中に事業採択を受けて、事業着手予定

○災害関連緊急地すべり対策事業

- ・現在、国へ申請中、9月中に事業採択を受けて、事業着手予定

#### (2) 市町実施

ア 対 象 施設災害（農地、農業用施設、林道）

イ 対応状況 ○復旧工事に係る調査を進めており、順次国の災害査定を受ける予定

○査定後、速やかに復旧工事に着手

ウ 災害査定 ○農地、農業用施設 8月30日～11月（予定）

○林道 9月27日～11月（予定）

#### 4 農作物被害（水稲）の対応状況（庄原市）

##### （1）収穫皆無耕地

既に、北部農業共済組合による損害評価の現地調査が終了し、9月中に、共済金が支払われる予定

##### （2）収穫皆無耕地以外の水稲被災地

収穫期に損害評価を行った上で、12月中旬に共済金が支払われる予定

8月25日(水) 公布



平成22年8月25日  
内閣府(防災担当)

## 「平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

今回は、以下のとおり指定を行うこととしました。

### I 政令の概要

6月11日から7月19日にかけて、日本付近に停滞した梅雨前線の影響により、各地で大雨となり、岐阜県、広島県や佐賀県などを中心に大きな被害が生じました。

今回の政令案は、「平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害」を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対し適用すべき措置として「農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置」等を指定するものです。

### II 被害の発生状況

○農地、農業用施設及び林道等 災害復旧事業査定見込額 約163億円

### III 適用すべき措置の概要

#### (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(過去5ヶ年平均 農地 83%→92%)

#### (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(一般災害 20%→最高 90%)

#### (3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条第2項から第4項まで)

農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。(算入率 100%)

政令第九十号

平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害<sup>じんじん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害<sup>じんじん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
備考 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。	

附 則

この政令は、公布の日から施行する。



## 7月豪雨に係る公共土木施設災害への県の対応状況について

平成22年9月8日

土木局

### 1 応急工事の対応状況

○7月12日からの大雨による被害に係るもの

施設区分	被災箇所	応急仮工事	応急本工事	計	
道路	71	21	26	47	安芸津下三永線(東広島市) 国道433号(安芸太田町) 他
河川	373	5	2	7	阿字川(府中町) 他
砂防	154	3	2	5	大谷川(広島市東区)
港湾	2		2	2	広島港
計	600	29	32	61	

○7月16日からの大雨による被害(庄原市)に係るもの

施設区分	被災箇所	応急仮工事	応急本工事	計	
道路	4		3	3	中迫川北線(土砂・流木撤去)
河川	15		6	6	大津恵川(土砂・流木撤去) 川北川(護岸復旧工事) 大戸川(土砂・流木撤去)
砂防	2				
計	21		9	9	

### 2 災害査定について

○本日9月7日から9月17日の間で災害査定を実施中

・9月7日(火)～10日(金) 査定件数 696件

・9月13日(月)～17日(金) 査定件数 618件

※港湾の2箇所は9月3日に査定済

### 3 災害関連事業等について

○災害関連事業(災害復旧に併せて河道の拡幅などの改良を実施)

一級河川 大津恵川, 一般県道 中迫川北線について国土交通省と協議中

○災害関連緊急事業(砂防堰堤, 斜面对策)

8月13日に呉市4箇所, 江田島市1箇所, 庄原市1箇所が国の補助事業として採択。

庄原市の4箇所については国土交通省と協議中

#### **4 早期復旧に向けた取り組みについて**

7月の梅雨前線豪雨及び庄原市局地豪雨に伴う公共土木施設の災害発生状況を踏まえ、災害復旧工事について、円滑かつ早期の執行を図るため次のとおり取り扱う。

##### **(1) 発注ロットの調整**

近接する小規模な災害復旧工事については、複数箇所を合併して発注できることとする。

##### **(2) 配置技術者の兼務制限の緩和**

災害復旧工事を施工する場合に限り、配置技術者は合計5件（通常工事は3件）まで兼務可能とする（すべての工事の請負代金額が500万円以上2,500万円未満の場合に限る）。

##### **(3) 現場代理人の兼務制限の緩和**

請負代金額が2,500万円未満の災害復旧工事に限り、現場間を概ね10分以内で移動が可能な場合は、現場代理人の兼務を可能とする。

##### **(4) 指名競争入札の活用**

請負対象設計金額1,000万円以上2,500万円未満の災害復旧工事（請負対象金額1,000万円未満の複数の災害復旧工事を合併して発注するものに限る。）については、指名競争入札を活用できることとする。

# 応急対応箇所 位置図

※写真は代表箇所

凡 例	
■	【災害復旧事業】 道路: 50箇所 河川、砂防: 18箇所 港湾: 2箇所
●	【災害関連緊急事業】 砂防、急傾斜: 4箇所

家屋保護のための  
応急本工事。



二次災害防止のため土砂・流木の撤去

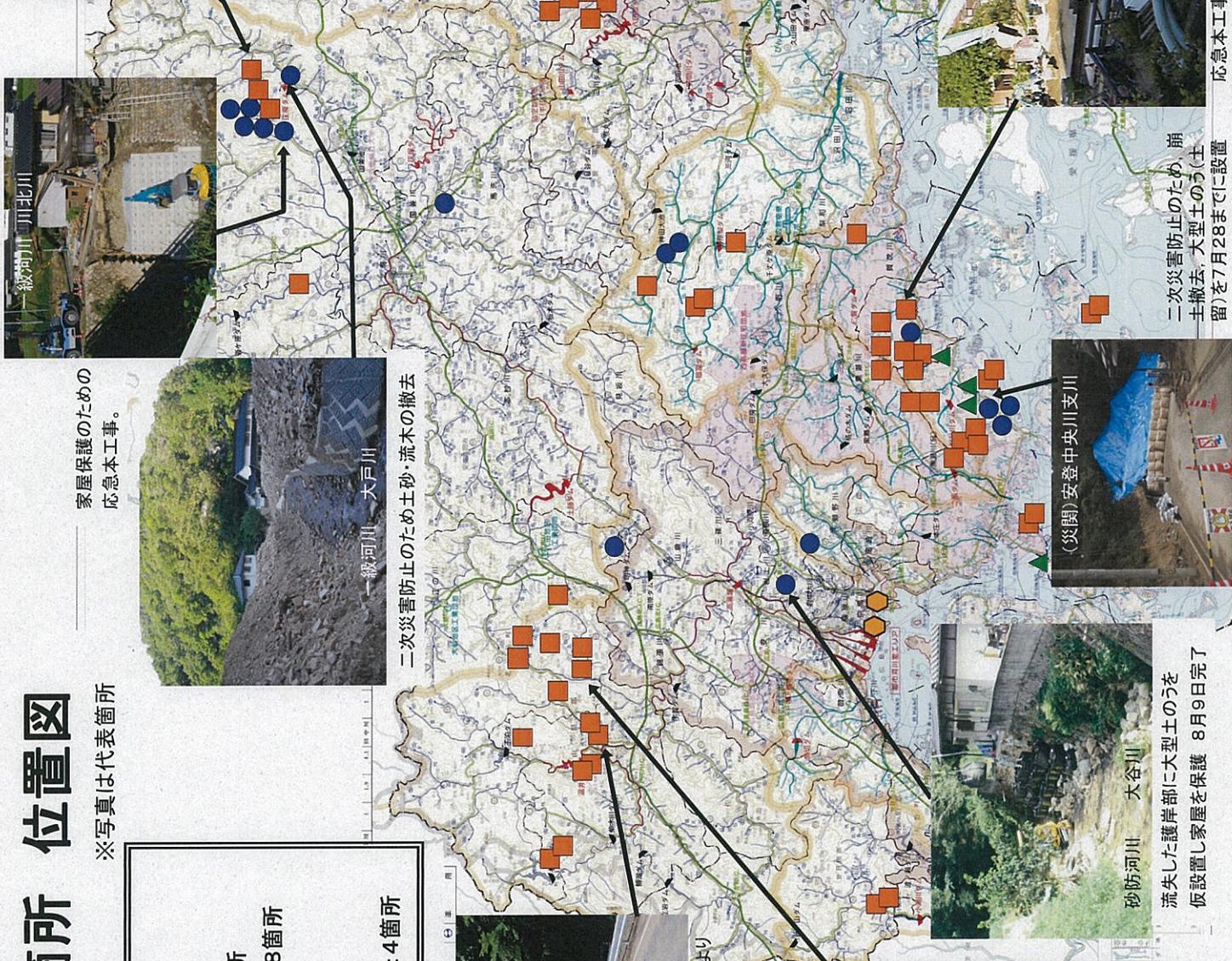


県道 中迫川北線



一級河川 阿字川

流失した護岸部に大型の  
うを仮設置し建物を保護  
7月30日完了



崩土撤去、仮設防護柵設置により  
7月21日に交通開放(片側)



崩壊した路肩への大型土のう設置  
により7月22日に交通開放



流失した護岸部に大型土のうを  
仮設置し家屋を保護 8月9日完了



二次災害防止のため、崩  
土撤去、大型土のう(土  
留)を7月28までに設置



応急本工事を実施 8月11日に交通開放(片側)